

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令

平成 20 年 12 月 3 日政令第 366 号

(愛がん動物)

第 1 条 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める動物は、犬及び猫とする。

(輸出用愛がん動物用飼料に関する特例)

第 2 条 法第 6 条の規定は、愛がん動物用飼料の輸出のための製造、販売又は輸入については、適用しない。

附則

(施行期日)

第 1 条 この政令は、法の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

(農業資材審議会令の一部改正)

第 2 条 農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表飼料分科会の項中「(昭和二十八年法律第三十五号)」の下に「及び愛がん動物用飼料安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第八十三号）」を加える。